

平成 21 年 11 月 6 日

各 位

会社名 株式会社 東 和 銀 行
代表者名 取締役頭取 吉永 國光
コード番号 8558 . 東証第 1 部
問合せ先 取締役総合企画部部长 山東 尚志
T E L 027-234-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の臨時取締役会において、平成 21 年 11 月 27 日開催予定の臨時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 . 定款変更の理由

当行は、地域金融機関として、地域経済の活性化に向け、中小企業をはじめとするお取引先への安定的かつ円滑な資金供給機能を積極的に果たしていくことを目的として、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく国の資本参加（以下、「公的資金の申請」という。）の検討をしております。この公的資金の申請を行う場合に備えて、第二種優先株式の発行を可能とする定款変更を行うものであります。

2 . 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3 . 日程（予定）

定款変更のための臨時株主総会開催日	平成 21 年 11 月 27 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 11 月 27 日（金）

以 上

定 款 新 旧 対 照 表

(_____ を付した箇所が変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>50,000</u>万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>49,500</u>万株 優先株式 <u>500</u>万株 <u>ただし、株式の消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第7条～第11条 (条文省略)</p> <p>第2章の2 優先株式 (優先配当金)</p> <p>第11条の2 当銀行は、第38条に定める剰余金の配当を行なうときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき年200円を上限として発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行なう。ただし、当該事業年度において第12条の3に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払う。</p>	<p>第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>1,218,000,000</u>株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>1,218,000,000</u>株 第一種優先株式 <u>5,000,000</u>株 第二種優先株式 <u>200,000,000</u>株</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第2章の2 <u>第一種優先株式</u> (<u>第一種優先配当金</u>)</p> <p>第11条の2 当銀行は、第37条に定める剰余金の配当を行なうときは、<u>第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)</u>または<u>第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第一種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、<u>第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)</u>または<u>第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種優先登録株式質権者」という。)</u>と同順位にて、<u>第一種優先株式1株につき年200円を上限として発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「第一種優先配当金」という。)</u>を行なう。ただし、当</p>

ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行なう金銭による剰余金の配当の総額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行なわない。

(優先中間配当金)

第 11 条の 3 当銀行は、第 39 条に定める中間配当を行なうときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の額の 2 分の 1 を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(本定款において、かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。)を行なう。

(残余財産の分配)

第 11 条の 4 当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき 5,000 円の金銭を支払う。

優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行なわない。

(議決権)

第 11 条の 5 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において

該事業年度において第 11 条の 3 に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払う。

ある事業年度において、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して行なう金銭による剰余金の配当の総額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超過して配当は行なわない。

(第一種優先中間配当金)

第 11 条の 3 当銀行は、第 38 条に定める中間配当を行なうときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者と同順位にて、第一種優先株式 1 株につき第一種優先配当金の額の 2 分の 1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(本定款において、かかる配当により支払われる金銭を「第一種優先中間配当金」という。)を行なう。

(第一種優先株主に対する残余財産の分配)

第 11 条の 4 当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者と同順位にて、第一種優先株式 1 株につき 5,000 円の金銭を支払う。

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行なわない。

(第一種優先株主の議決権)

第 11 条の 5 第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の分割または併合および株式無償割当て)

第 11 条の 6 当銀行は、法令に別段の定めがある

議決権を有しない。

(株式の併合または分割および無償割当等)

第 11 条の 6 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行なわない。

当銀行は、優先株主に対して、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当銀行は、優先株主に対して、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行なわない。

(取得請求権)

第 11 条の 7 優先株主は、以下の各号に従い、普通株式の交付と引換えに、優先株式の取得を請求することができる。

1. 取得を請求することができる期間

平成 19 年 6 月 29 日から平成 29 年 6 月 29 日までの間で、発行に際して取締役会で定める期間とする。

2. 取得の条件

優先株式 1 株の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、優先株式 1 株の払込金相当額を以下に定める交付価額で除して得られる数とする。

交付価額は、当初は当銀行の普通株式の時価を基準として発行に際して取締役会の決議で定める額とする。

当該決議において交付価額の修正の方法(交付価額を一定の条件に従ってその時々普通株式の時価を基準として修正するものとするが、交付価額の下限を定めるものとする。)および調整の方法(時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に交付価額を下記の算式を用いて調整するものとするが、その他の方法で交付価額の調整が必要となる場合には必要な調整ができるものとする。)を定める

場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割は行なわない。

当銀行は、第一種優先株主に対して、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当銀行は、第一種優先株主に対して、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行なわない。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第 11 条の 7 第一種優先株主は、以下の各号に従い、普通株式の交付と引換えに、第一種優先株式の取得を請求することができる。

1. 取得を請求することができる期間

平成 19 年 6 月 29 日から平成 29 年 6 月 29 日までの間で、発行に際して取締役会で定める期間とする。

2. 取得の条件

第一種優先株式 1 株の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、第一種優先株式 1 株の払込金相当額を以下に定める交付価額で除して得られる数とする。

交付価額は、当初は当銀行の普通株式の時価を基準として発行に際して取締役会の決議で定める額とする。

当該決議において交付価額の修正の方法(交付価額を一定の条件に従ってその時々普通株式の時価を基準として修正するものとするが、交付価額の下限を定めるものとする。)および調整の方法(時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に交付価額を下記の算式を用いて調整するものとするが、その他の方法で交付価額の調整が必要となる場合には必要な調整ができるものとする。)を定めるものとし、これにより交付価額は、修正および調整される。

調整後交付価額 =

交付普通株式数 × 1 株あたりの払込金額

既発行普通株式数 +

ものとし、これにより交付価額は、修正および調整される。

調整後交付価額 =

交付普通株式数 × 1 株あたりの払込

金額

既発行普通株式数 +

1 株あたり時価

調整前交付価額 ×

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

交付すべき普通株式の数の 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行なわないものとする。

(一斉取得)

第 11 条の 8 当銀行は、取得を請求することができる期間中に取得の請求がなされなかった優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、優先株式 1 株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当銀行の普通株式の交付と引換えに取得する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、同金額により優先株式 1 株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。上記普通株式の数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に定める方法によりこれ

1 株あたり時価

調整前交付価額 ×

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

交付すべき普通株式の数の 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行なわないものとする。

(普通株式を対価とする取得条項)

第 11 条の 8 当銀行は、取得を請求することができる期間中に取得の請求がなされなかった第一種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、第一種優先株式 1 株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当銀行の普通株式の交付と引換えに取得する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が第一種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、同金額により第一種優先株式 1 株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。上記普通株式の数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に定める方法によりこれを取り扱う。

(条文削除)

第 2 章の 3 第二種優先株式

(第二種優先配当金)

第 11 条の 9 当銀行は、第 37 条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に

を取り扱う。

(準用規定)

第 11 条の 9 第 15 条、第 18 条および第 19 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

(条文新設)

係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式 1 株につき、第二種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下、「第二種優先配当金」という。)の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して第 11 条の 10 に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号口もしくは同法第 760 条第 7 号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号口もしくは第 765 条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(第二種優先中間配当金)

第 11 条の 10 当銀行は、第 38 条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優

(条文新設)

先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式 1 株につき、第二種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭（以下、「第二種優先中間配当金」という。）を支払う。
（第二種優先株主に対する残余財産の分配）

第 11 条の 11 当銀行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式 1 株につき、第二種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

（第二種優先株主の議決権）

(条文新設)

第 11 条の 12 第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(条文新設)

（普通株式を対価とする取得請求権）

第 11 条の 13 第二種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。か

(条文新設)

かる取得の請求があった場合、当銀行は第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付するものとする。

前項における取得を請求することができる期間は、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間（以下、「取得請求期間」という。）とする。

当銀行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の14 当銀行は、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第二種優先株主に

(条文新設)

(条文新設)

対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

当銀行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式 1 株につき、第二種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(普通株式を対価とする取得条項)

第 11 条の 15 当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第二種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に第二種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

(株式の分割または併合および株式無償割当て)

第 11 条の 16 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

第 3 章 株主総会

第 12 条

(現行どおり)

<p style="text-align: center;">(条文新設)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 13 条 当銀行は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 14 条 ~ 第 18 条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(条文新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 13 条 当銀行は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 14 条 ~ 第 18 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(準用規定)</p> <p><u>第 18 条の 2 第 13 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>第 14 条、第 15 条、第 16 条第 1 項および第 17 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>第 4 章 ~ 第 5 章</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 36 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 37 条 当銀行は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下、「期末配当金」という。) を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 38 条 当銀行は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第4章～第5章
(条文省略)

第6章 計算
第36条
(条文省略)

(期末配当金)

第37条 当銀行は、株主総会の決議によって、
毎年3月31日の最終の株主名簿に記載
または記録された株主または登録株
式質権者に対し、金銭による剰余金の
配当(以下、「期末配当金」という。)
を行う。

(中間配当金)

第38条 当銀行は取締役会の決議により、毎
年9月30日の最終の株主名簿に記載ま
たは記録された株主または登録株式質
権者に対し、会社法第454条第5項に
定める剰余金の配当(以下「中間配当
金」という。)を行なうことができる。

(以下 条文省略)

454条第5項に定める剰余金の配当(以下
「中間配当金」という。)を行なうことが
できる。

(以下 条文変更なし)